

「持続可能な開発目標(SDGs)に関する自発的国家レビュー(VNR)の意見募集」  
の取りまとめ結果について

2025年6月10日  
内閣官房  
外務省

1. 実施期間等

- (1) 募集期間: 2025年3月19日(水)~4月18日(金)
- (2) 募集方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3) 意見提出方法: 電子政府窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール

2. 提出件数:100件

1件の中に複数意見が含まれているものもあり、それらを個別に提出意見数として集計すると440件となりました。

3. 提出された主な御意見の概要と御意見に対する考え方

(取りまとめの都合上、頂いた御意見の内、複数の内容の意見が含まれる場合には、回答の分かりやすさの観点から意見を分割して整理し、また同様の意見はまとめてあります。)

(1) 自発的国家レビュー(VNR)について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体として2021年度以降の日本のSDGsに関する取組の実績について包括的に良くまとめられていると評価します。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
2	SDGsの高い認知度に対して、VNRの存在が、一般市民に十分に認知されていないと推察される。日本が政府としてSDGsの進捗状況をレビューし、国際的に発信しているということ、特に子どもや若い世代に向けて、わかりやすい言葉で広く発信していくことが重要であると考え。具体的には、簡易版を作成・公開したり、メディア・SNSを活用したりすることが考えられる。また、次回以降のVNRや実施指針改訂の機会に、子どもでも参加できるようなパブコメに準じた機会を設けるなど、普及啓発活動や教育にも活用していくことが望ましい。これらの取組は、ひいては広く市民の理解の深化にも資するものであると考える。(同旨複数)	頂いた御意見については、今後の取組や次回VNR実施の参考にさせていただきます。SDGsの広報・啓発については、SDGs実施指針の記載のとおり、引き続き理解度の促進に向けて取り組んでまいります。子どもや若い世代に向けたわかりやすい発信についても努めてまいりたいと考えます。
3	レビュー(review)は「再検討」や「精査」「吟味」を含意しており、国連も、「VNRは成功例(successes)、課題(challenges)、得た教訓	頂いた御意見については、今後の取組や次回VNR実施の参考にさせていただきます。

	(lessons learned)などの経験の共有を可能にする。そして、具体的な教訓と解決策(tangible lessons and solutions)を生み出し、SDGsを推進する具体的な行動や協働に結びついたときにVNRは最も意味のあるものになる。」としています(「VNRの準備のためのハンドブック」2025年版)。一方、VNR報告書案では全体に、解決すべき課題自体と解決のために取り組んできた、または今後取り組もうとしている内容については非常に多くの内容が記述されていますが、その取り組みをどう評価し、そこにどのような課題(challenges)があったのか、そこからどのような教訓(lessons learned)を得たのか、についての記述は乏しくなっています。これではせっかくのVNRが「意味のある」ものにはならず、「日本は、課題先進国として、持続可能な経済・社会の実現に向けた自身の取組・知見を国際社会にモデルとして示していく」としても、教訓と解決策(tangible lessons and solutions)を提示できない、訴求力と説得性の乏しいものになってしまいます。	
4	「国民」でなく「市民」と表現してください。「国民」という言葉が多用されています。SDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、日本の社会にも、在日コリアン、外国人労働者、留学生を始め、外国籍の方たちが多数おられます。地方自治体の取組について「住民」という言葉が使われるべきです。(同旨複数)	頂いた御意見について、反映が可能な個所については記載いたしました。一方、法律や国の計画に基づく施策については、公表されている資料に基づく記載のとおり、原案のままとさせていただきます。

(2)「3 報告書作成方法」について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今次報告書の作成プロセスの記載をもう少し充実させることを提案する。スケジュールの組み方やVNR報告書の構成など、前回のVNR報告書作成時から得た教訓を今回の報告書作成に生かしたのであれば、そのような点もより細かく具体的に記載すると、前回からの改善点として国内ステークホルダーにアピールもできるし、他国の参考にもなると考える。	頂いた御意見を踏まえて、今次報告書の作成プロセスについてスケジュールや前回からの教訓を踏まえて作成した点、ステークホルダー会議を開催したことについて記載いたしました。

(3)「4 SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価」について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
(1)SDGsを巡る全般的な状況とSDGs達成に向けた日本のビジョン		
1	「特に、近年激甚化・頻発化している豪雨・洪水や干ばつ・山火事などの極端な気象現象や自然災害に見られるように、気候変動による影響の深刻さは一層強く認識されるようになった。」の文章に猛暑の明記をしてください。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
2	GXの記載に、「また、GXによるグリーン産業の創出にあたっては、再生可能エネルギーの導入や省エネの進展がもたらす大気質改善やヒートアイランド現象の緩和等、人々の健康へのポジティブな影響も含めたコベネフィットの評価を進めるべきである。」を追記してください。	本項目はこれまでのGX政策の進捗を記載するものであり、今後の留意事項を記載することは馴染まないため、原案のとおりとさせていただきます。
(2)SDGs推進体制・国内普及の動き		
1	(外交に関する国内世論調査) 水・衛生、教育、防災が日本の強みと国民に認識されていることは適切と考えられますが、保健分野の国際貢献に関する認識が低いとされています。今後、保健分野における我が国の国際貢献について、より積極的に広報・周知することが重要と考えます。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
2	(SDGs実施指針とSDGsアクションプラン) 「2024年度以降は、SDGs達成に向けた日本政府の取組及び予算の取りまとめを行っている。」と書かれており、これまでのSDGsアクションプランの後継となる計画は定まってなく、2023年12月に改訂したSDGs推進実施指針の後にこの度のVNRが行われたので、2030年に向けて国全体で取り組んでいくためには、VNRを踏まえた具体的なアクションプランが必要と考える。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	日本ユニセフ協会、文科省等と学校の教育現場を通じて作成したSDGs学習用の副教材について以下の内容を追加する。「外務省は、2016年12月の「SDGs実施指針」策定を機に「私たちがつくる持続可能な世界～SDGsをナビにして～」を開発した。中学3年生の社会科授業での活用を念頭においた副教材は、2018年以降、毎年情報を更新しながら全国約1万の中学校等に配布されている。副教材と連携したSDGsを学べるWEBサイト「SDGs CLUB」(日本ユニセフ協会作成)へのユニークアクセス数は、年間1770万件(2024年)を超えている。」	頂いた御意見を踏まえて、重点事項②(こども施策の抜本的強化と教育振興)に記載いたしました。

(3)5つの重点事項と主な取組		
重点事項①:持続可能な経済・社会システムの構築		
1	<p>「新しい資本主義」を掲げ、官民が連携し、社会課題解決を成長のエンジンへと展開すべく取り組んできた」旨述べていますが、「新しい資本主義」とは何かについての説明がありません。また、教育や医療、福祉や介護などの社会課題の取組は、経済を成長させることではなく、人権や尊厳を守ることを第一に優先する取組であり、経済成長とは別の政策や施策で捉えられるべきです。「新しい資本主義」がこうした社会課題にも対応しようとするものであれば、「新しい資本主義」の中に社会課題への具体的な取り組みを盛り込む必要があります。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>政府がこれまで基本政策として掲げてきた「新しい資本主義」などが、いかにSDGs と符合するかについて力説している。であれば、実際に、「新しい資本主義」や「楽しい日本」といった、政府の基本政策にSDGs をより明示的かつ大胆に盛り込むこと、また、「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)にも盛り込むことが必要ではないか。また、「多様で包摂的な社会や、イノベーションを通じた社会問題の解決が日本の持続可能な発展と繁栄の処方箋として必要」との認識が、時の政権・内閣の政策思想・哲学を越えて確立されなければならないのであれば、SDGs を「SDGs 実施指針」といった行政文書のみ位置づけ、行政政策として遂行するのみならず、基本法といった形で法律として位置づけ、法律に基づいた政策としてSDGs を推進する必要があるのではないか。また、この点について、VNR レビューにおいては、「国家の基本政策に、SDGs がどのように位置づけられているか」という観点から、レビューを行う必要があると考える。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>(人への投資) 『「新しい資本主義」により、成長と分配の好循環を実現すべく、経済的豊かさや力強さをもたらす原動力である「人」への投資を進めてきた。』とありますが、「人」とは誰を指しているのかが不明です。さらに、人への投資を最優先するのであれば、SDGs目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は当然優先される課題です。しかしながら、上記の通り、日本政府は、目標1ターゲット1.2「各国の定義によるあらゆる次元の貧困」の「日本の定義」を示しておらず、ターゲット1.2.1「各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合」に関しては、提供できるデータなし、となっています。国内の貧困の実態を把</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

	握したり、提示したりせずすべての人の安心及び幸せを実感できる経済社会を実現できるのでしょうか。まず、何よりも、国内の貧困の実態を把握し、そのうえで、人権を保障する経済構造の構築と、社会保障の充実を進めることが重要ではないでしょうか。持続可能な経済・社会システムの構築は、貧困をなくし、人権が守られる社会を目指して進められるものだと思います。	
4	(地方創生SDGs) SDGsに取り組む地方自治体は、2024年度時点で66.5%に到達となっております。2017年には1%だったことを鑑みれば、顕著な結果だと感じています。ただ、内閣府の「令和6年度SDGsに関する全国アンケート」調査では、「推進しておらず今後推進していく予定もない」を回答した51の地方自治体のうち、45は町村部となっております。深刻な地域課題を持つ町村部ほど、SDGsに取り組みが進みがたいとも見えるこの結果を踏まえ、地域課題を解決することが、雇用の創出やコミュニティ形成、関係人口も含む人口増加など、社会全体の発展にもつながると、「地域課題」解決が「社会課題」解決につながることを示してください。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
5	(AI を始めとした科学技術・イノベーションの活用) AIでも他者の著作物や肖像を無断で利用した「生成AI」の全ては活用をしないでいただきたい。生成AIは倫理にも教育にも上記のデータセットの問題から不相当であり、一切の活用を認めるべきではありません。情報の漏洩を防ぐ観点から、今後一切生成AIによる活用を案としても提案しないことを強く望みます。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
<b>重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現</b>		
1	本報告書案の中で、SDGsにとって極めて重要な「人権」にさらに多く言及すべきです。「誰一人取り残さない」社会とは各主体の人権が尊重される社会に他ならないが、人権への言及がほとんどありません。人権の尊重やそのための制度構築が「誰一人取り残さない」社会に向けた根幹であることを明記していただきたい。	アジェンダ2030において人権の保護及び人権尊重は基本理念です。こうした基本認識の下、「人間の尊厳」や「人間の安全保障」の理念には「人権」の概念が含まれます。その上で、頂いた御意見を踏まえ、「SDGsの基本理念である人権の尊重とジェンダーの視点の主流化は、分野横断的価値としてSDGsの全ての目標に不可欠なものである。」と記載いたしました。
2	社会教育については、一切指摘がなされておらず、地域づくりや生涯学習社会の、社会教育施設における実施・展開と関連づけて明記いただきたい。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
3	(健康・長寿の達成) 厚生労働省の「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に	御指摘については、健康日本21(第二次)の最終評価について記載しているところ、健康日本21(第二次)における低出生体重児に関する項目は、関連

	<p>向けた検討会」は、「活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から優先して取り組むべき栄養課題」の一つとして、日本がOECD諸国の中で最も低出生体重児の割合が高いことを指摘している(令和3年 第2回会合 資料3)。国連子どもの権利委員会「最終見解」(2019年)もその要因の分析に基づいた対応を求めていることから、低出生体重児の割合の高さについて記載すべきである。</p>	<p>施策として健やか親子(第二次)の目標を引用したものであることから、健康日本21(第二次)の最終評価の中の例示として記載せず原案のとおりさせていただきます。</p>
4	<p>食育の重要性は指摘されているものの、一次産業(農林水産業)の保護と活性化、食品の安全・安心の保障、食糧自給率の向上に関する指摘がなされていない。食育といった消費面のみならず、食の国内生産と調達についての指摘を踏まえ、国内における食環境のヴァリュー・チェーンについて明記をしていただきたい。</p>	<p>御指摘については、「5.各目標の達成状況 目標2 (5)農業分野の国際協力」で記載のとおり、国内外の食料安全保障の確保に向けて、持続的なフードバリューチェーンの構築を進めていく考えです。</p>
5	<p>2016年12月に法律が制定された「休眠預金等活用制度」について、コラムとして記載することを提案したい。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、コラムとして記載いたしました。</p>
6	<p>(こども施策の抜本的強化と教育振興) 「ユネスコスクール」をESDの推進拠点と位置付けているが、そのほか、全国各地の学校や大学、フリースペースやフリースクール、自治体、NGO/NPO等においても、環境だけでなく、人権や平和、市民性をはぐくむ教育としてのESD活動が促進されていること、具体的にはESD活動支援センター(全国・地方)が、地域ESD活動推進拠点(地域ESD拠点)と共にESD推進ネットワークを形成し、連携してESDを支援していることを明記することを提案する。(同旨複数)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。</p>
7	<p>(コラム⑥:こども施策の抜本的強化) 「こども家庭庁は、2024年9月より日本ユニセフ協会とともに「こどものけんりプロジェクト」を推進するなど、「児童の権利条約」の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対し広く周知し、社会全体で共有を図る施策を進めている。また、2023年5月より、こども・若者から個別の政策について意見を聴取する仕組みである「こども若者★いけんプラス」を同庁内に常設し、」という文章を追加いただきたい。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。</p>
8	<p>(ユース・若者の参画) 「次世代のSDGs推進プラットフォーム」についてのみ言及されていますが、それ以外のユース・グループも活発に活動し、政府との意見交換や、COPのジャパン・パビリオンでのイベントへの登壇などを実施していることにも言及すべきです。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、SDGs達成に向けた推進活動を行うユース・若者団体は多数存在する旨記載いたしました。</p>

9	(ジェンダー) ジェンダーに基づく暴力・ハラスメントの記載が不足しています。この数年で進捗が見られる取組もあるものについては記載すべきです。	頂いた御意見を踏まえて、性犯罪・性暴力対策及び困難な問題を抱える女性支援の強化の項目を加え、取組について記載いたしました。
10	(外国人との共生社会の実現) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を、毎年改定、一部変更している点を強調すべきである。また、ロードマップの三つのビジョンと四つの重点事項も記載すべきである。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
11	(外国人との共生社会の実現) 4行の記載にとどまり、民族的マイノリティへの言及が少ない。国連においてはメジャーグループのひとつでもあり、持続可能な開発を考える上で欠かせない先住民族に関する記述は全くない。日本政府は、2008年にアイヌ民族を先住民族と認め、2019年に成立したアイヌ施策推進法では、アイヌを先住民族と明文化した。先住民族や外国籍住民の参画が重要な鍵を握っており、言及すべき。	頂いた御意見を踏まえて、「外国人との共生社会の実現」について、記載を充実させました。なお、SDGs達成に向けた取組について、アイヌ民族や外国籍住民の参画が重要であることは認識しております。頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
12	(ビジネスと人権) 国連ビジネスと人権作業部会の訪日調査報告書が、行動計画の改定に関して政府に勧告している、ギャップ分析の実施、人権指標の策定、ステークホルダーの参画などの点について、咀嚼した上で課題(challenges)として言及してください。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。なお、「ビジネスと人権」に関する行動計画については、昨年5月の関係府省庁連絡会議で改定作業に着手されたことが承認されたことを踏まえ、改定に向けた検討を行っているところです。
13	(ビジネスと人権) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料」の策定も追記すべき。また、国内における周知の不足という指摘も踏まえ、国内における広報・啓発についても言及すべき。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
14	(ビジネスと人権) 企業が負の影響を引き起した際の救済について、現状その存在が十分に知られていないOECDの「連絡窓口」(NCP:National Contact Point)の実効性を確保するための体制整備と機能強化についても言及を求めたい。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
15	人権を基盤とした取り組みとして、「人権の基本的な理解を促進する教育」と包括的な差別禁止の法律や国内人権機関の設置のような具体的な取り組みを記載してください。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、人権救済制度の在り方については、不断に検討しています。
16	(ビジネスと人権) 2023年夏に行われた国連「ビジネスと人権(BHR)」作業部会による	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、人権救済制度の在り方については、不断に検討しています。

	<p>調査で指摘されているように、BHRの指導原則(UNGPs)の第一の柱は、国の人権保護義務であり、その義務が以下の点で果たされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UGNPSの取り組みは、大手企業を中心に取り組みが進んでいるが、東京や大阪以外の地域および中小企業での取り組みが進んでいない。</li> <li>・UNGPsの取り組みは、人権デューデリジェンス(人権DD)でも、市民社会をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントが重要であり、その取り組みの強化とともに、もう一つの重要な柱である救済への取り組みが遅れている。</li> <li>・救済機能を果たせるのが国内人権機関(NHRI)であり、日本政府は20年にわたって国連から設置の勧告を受けているが、未だに設置されていない。</li> </ul> <p>EUを中心にビジネスと人権に関する人権・環境デューデリジェンスの法制化が進んでいるが、日本では未だに議論すらされていません。UNGPsでも、その原則に含まれているように、スマートミックス(義務的な取り組みと、自主的な取り組みのミックス)のバランスが重要であり、法制化への議論を加速化すべきです。</p>	
17	<p>(ビジネスと人権)</p> <p>我が国でもNPOを含め、様々な団体が熱心に取り組んでいるので、それらの活動につき、もう少し手厚く記載し、国際社会へアピールすることが重要。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>(ビジネスと人権)</p> <p>2021年のVNRにおいて報告された「ビジネスと人権に関する行動計画」について、その策定と2025年に改定が行われる旨は言及されているものの、現時点での「行動計画」の取り組み成果のとりまとめや改定プロセスについては、より詳細に示していただきたい。特にNAPの達成度合やインパクト評価を示す客観的、定性的・定量的な指標設定、人権侵害に直面した脆弱なグループ(※)などのライツホルダーを含む様々なステークホルダーとの関与・対話は極めて重要であり、VNR報告書でも明記頂きたい。</p> <p>(※女性、LGBTQI、障害者、先住民族(アイヌ民族)とマイノリティ(在日コリアン、被差別部落出身者など)、子ども、高齢者、下請け事業者の労働者、外国人労働者、エンターテイメントに従事する人々等)</p>	<p>頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>



重点事項③:地球規模の主要課題への取組強化		
1	環境省による2024年の「第六次環境基本計画」や、2023年12月に改訂された「持続可能な開発目標(SDGs実施指針)、第五次循環型社会形成推進基本計画などの政策文書にも盛り込まれている地球環境の変化と人間の健康との関連性すなわち「プラネタリーヘルス」の視点が全体を通じて限定的にしか盛り込まれていないという印象を持ちました。気候変動、大気・水質汚染、生物多様性の喪失といった環境問題は、人々の健康に直接的・間接的な影響を与えており、これらを統合的に捉える「プラネタリーヘルス」は、今や世界的な政策潮流の一つとなっています。報告書案の内容に対してプラネタリーヘルスの視点を政策に主流化し、報告書に記述する必要があると考えます。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
2	前回のVNRと比べ、分野横断的な相乗効果(シナジー)を強調して記載されている点は、大いに評価できる。環境問題間のシナジーとトレードオフに加えて、気候変動とジェンダーや、エネルギーと貧困といった、環境・経済・社会の諸課題が相互に関連している点についてもより強調し、取組の連携、ステークホルダー間の協働、具体的施策、モニタリングについても記載してもよいのではないか。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	(循環共生型社会とシナジーアプローチ) 「また、自然資本の劣化が人間の健康に与える影響にも注目し、大気汚染や水質汚染、生物多様性の喪失が健康にもたらす負の影響を緩和するために、分野横断的な視点からプラネタリーヘルスに関する議論が活発化している。」という文言を追加することを提案する。	頂いた御意見を踏まえ、第六次環境基本計画の記述とも整合する形で、「地球の健康(地球環境の健全性)と人の健康は一体不可分であるという「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化しており、」と記載いたしました。
4	(脱炭素) 以下の『』部分の追記をお願いいたします。 …脱炭素技術やファイナンスに関する議論を深めてきた。『なお、日本はグローバル・メタン・プレッジ(GMP)チャンピオンへの参加、衛星によるメタン排出量測定や農業・廃棄物分野でのメタン削減支援、日本が立ち上げたフルオロカーボン・イニシアティブを通じたライフサイクル全体でのフロン排出抑制等、全温室効果ガス削減の取組を進めている。』	頂いた御意見を踏まえつつ、前後の文章のつながりを考慮してご提案の位置とは別の箇所に記載いたしました。
5	(脱炭素) 以下の『』部分の追記をお願いいたします。 …当該計画に基づき、経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化	「公共部門や地域の脱炭素化」の中に、御意見を頂いた代替フロン(HFCs)の排出抑制も含まれております。

	『、フロン排出抑制法による回収再生破壊やフロン漏洩防止』など、あらゆる分野で取組を進めてきた。	
6	(脱炭素) 日本社会の構造そのものがシフトしてきている今日において、「公正な移行」(ジャスト・トランジション)についての文言を追記いただきたい。欧州をはじめ、「公正な移行」は、脱炭素の文脈で取り扱われる傾向があるが、日本においては、資源循環や自律分散社会の構築、社会的包摂施策、自然再興、地方創生などの文脈と関連づけて、その運用(マネジメント)としくみ(ガバナンス)に配慮をした特徴のある「公正な移行」の姿を提示いただきたい。	循環の「移行」という意味ではすでに「重点事項③:地球規模の主要課題への取組強化(循環経済への移行)」にて記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
7	(海洋プラスチックごみ対策) プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた議論への貢献についての記載など、環境問題に関する国際的な議論や行動における日本の役割についてももう少し詳細に記載があっても良いのではないかと。大気汚染と気候のコベネフィットへの世界的なイニシアティブへの日本への関与などについて、他の箇所での記載をさらに充実させることで、国際的な環境協力へのコミットメントを強調することができるのではないかと。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
8	(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ) 以下の文「当該戦略に基づき、三大感染症(エイズ、結核、マラリア)対策や保健システム強化を世界各地で実施するグローバルファンド」の直後に追記「加えて、近年では気候変動と健康の関連性が国際的に注目されており、日本もその重要性を認識し、厚生労働省が主導する「気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(ATACH)」への参加や、環境省による気候変動の健康リスク評価システム(Adaptwell)の開発など国内外において対応を進めている。」を追記することを提案する。(同旨複数)	頂いた御意見を踏まえて「気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(ATACH)」の参加について記載いたしました。
9	VNR案には「環境保全」や「人権擁護」に関する記述はありますが、これらを含むエシカル消費の三大目的の一つである、「動物の命の尊厳」に関する施策であるアニマルウェルフェアがまったく入っておらず、問題であると考えます。2022年3月2日、国連環境計画(UNEP)が主催する第5回国連環境総会(UNEA)で、決議「アニマルウェルフェア・環境・持続可能な開発の繋がり」が採択されています。本総会のテーマは「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための自然のための行動の	頂いた御意見については、今後の取組及び次回VNR実施の参考にさせていただきます。

	強化」でした。日本を含めた193カ国すべてが賛成しました。	
重点事項④:国際社会との連携・協働		
1	本案の説明は「官」の現状に留まっている印象を受ける。70年前、ユニセフの給食支援を受けていた全国の小中学校の子どもたちの間で広がった当協会の「ユニセフ募金」について、以下を追加する。「他方、約70年前、第二次世界大戦後我が国がまだ国際社会の支援を受けていた時期に全国の小中学校で広がった「ユニセフ募金」に始まった日本の民間資金による国際協力も近年堅調にその規模を拡大し、様々な形の官民連携も進んでいる。」	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
2	2030年までのGNI比0.7%目標の達成に向けた具体的な道筋を示すことが求められる。(同旨複数)	我が国の極めて厳しい財政状況に照らせば、ODAの対GNI比0.7%の国際目標を達成する見通しを現時点で具体的に示すことは困難ですが、引き続き、ODAの戦略的活用を一層進めるとともに、様々な形でODAを拡充し、外交的取組を強化していきます。
3	本報告書案の目標1(貧困)と目標10(不平等)における「国際協力」で、様々なプロジェクトやプログラムなどのインプットの記述だけでなく、各国あるいは地域の貧困や格差のアウトプット(改善状況)を示してください。またそうした国際協力のインプットの考え方を、経済成長を土台とした貧困や格差削減だけに依拠せず、SDGsのように環境と社会と経済のバランスの取れたものにすることを目指してください。	日本の支援による各開発途上国の貧困率等への影響について一義的に算出することは困難ですが、二国間ODAについては、第三者評価や政策評価法に基づく事前・事後評価等を通じて、政策や事業レベルで開発協力の成果・効果(アウトカム)を設定した上で、定量的なデータも用いて評価を行っています。
4	SDGs ゴール16など多くのゴールにおいてサハラ以南アフリカ諸国の進捗が大幅に遅れているなか、国際社会との連携・協働こそ、「誰一人取り残さない」に重点を置いて評価・レビューすべきところ、この項目内に「誰一人取り残さない」という文言・視点が見受けられない。日本のODA実績を記載するだけでなく、低所得国または後発開発途上国向けのODAの割合等を分析・評価することで、「誰一人取り残さない」への貢献度を測れると考える。	LDC向けODA実績のGNI比については、本文に明記しております。2023年6月に改定した開発協力大綱では、新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を重点政策の一つに定め、脆弱国・地域等への協力にも引き続き取り組んでいくこととしており、その旨本文にも記載しております。
5	少なくとも水・衛生分野のODAについては、日本政府は、欧米諸国と比べて大幅に低所得国向けの金額が少ない。「良い実績」だけでなく、「不足していること」も言及すべきである。	我が国のODAは、開発途上国の自助努力を後押し、自立的発展を目指すとの考えに基づいて、インフラ整備や機材供与といったハード面のみならず、これを担う人材育成や先方政府の能力向上といったソフト面の支援にも力を入れてきています。実績額が相対的に低いことをもって、その分野での取組が不足しているとするか否かについては慎重な議論が必要であると考えています。
6	厳しい財政状況のもと、ODAを触媒とした民間資金動員の促進や、日本の強みを活かした「オファー型協力」の推進が報告されているが、こ	開発をめぐる資金の透明性については、国際場裡における課題設定やルール作りに向けた議論にて扱われる事項のひとつでもあり、開発協力大綱上

	れら民間資金の活用方策においては、開発効果、追加性、人権配慮、ガバナンス等、ブレンディッド・ファイナンスに関するOECDガイダンスやビジネスと人権指導原則への準拠等が明示されておらず、早急な対応を取ることに認識を示すことが求められる。(同旨複数)	I 3(4)においてその趣旨は含まれております。また、我が国としては、「ビジネスと人権に関する行動計画」に従って、開発協力大綱やJICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえて、JICAが定めている業者契約書雛形等において、相手国の労働法の遵守、児童労働・強制労働の禁止に関する規定を盛り込むなど、人権尊重に努めてきているところであり、現在も開発協力大綱の下で、人権尊重への取組を推進しています。
7	近年、開発資金ギャップが拡大する中において、「オファー型協力」等の新たな取り組みや ODAを触媒とした民間資金の動員は、重要な施策として評価されます。一方で、これら民間資金の活用方策においても、開発資金としての 原則開発効果・包摂性・持続可能性・人権尊重などに沿った評価基準の明確化が急務です。OECDのブレンディッド・ファイナンスに関するガイダンスや「ビジネスと人権」指導原則への準拠等の明示を求めます。	開発をめぐる資金の透明性については、国際場裡における課題設定やルール作りに向けた議論にて扱われる事項のひとつでもあり、開発協力大綱上 I 3(4)においてその趣旨は含まれております。また、我が国としては、「ビジネスと人権に関する行動計画」に従って、開発協力大綱やJICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえて、JICAが定めている業者契約書雛形等において、相手国の労働法の遵守、児童労働・強制労働の禁止に関する規定を盛り込むなど、人権尊重に努めてきているところであり、現在も開発協力大綱の下で、人権尊重への取組を推進しています。
8	VNR案では、開発途上国の債務問題については触れられていないが、日本は深刻な累積債務問題に対処するための債務救済、特別引出権(SDR)を通じた低所得国への資金アクセスの向上、国際開発金融機関の改革などを推進し、第4回開発資金国際会合におけるリーダーシップを示すことが求められる。(同旨複数)	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	国内資源動員の観点から国際協調による税の衡平性と富の再分配が求められる中、国連租税枠組条約の骨子案に日本は反対票を投じているが、衡平な税制の確立に向けて、日本のより積極的な関与が求められる。追加的資金の観点からは、国際連帯税により、国際的に公的資金を捻出し、社会課題に投資することが極めて重要である。(同旨複数)	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
<b>重点事項⑤: 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進</b>		
1	「WPS(女性・平和・安全保障)」について推進する旨、日本が重視する背景や現状、取るべき対策など具体的な内容をコラムなどでも良いので説明されたらどうか。	頂いた御意見を踏まえて、具体的な内容を記載いたしました。
2	NPO・市民活動団体は政府・企業と並ぶ対等なパートナーとして、国際平和や安全保障において、平和の文化の醸成、法の支配の堅持、人間の安全保障の促進等に重要な役割を果たす。地域でもSDGsを推進する上でのNPO・市民活動団体の役割を認識し、連携強化の具体的な方針を定めることが必要である	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	SDGsでは貧困削減や環境分野の 이슈が目立つが、WPSのような	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

<p>紛争解決に貢献することもSDGsの理念に欠かせないのではないか。その点で、日本には大きなポテンシャルがあると考えている。なぜなら日本自身が荒廃した戦後から奇跡的な復興を遂げたことや、現在の紛争影響地域において、欧米諸国と違い植民地支配のような負の歴史が無いこと、また、これまでの外交活動・経済社会活動を通して、信頼できる中立的な国だと見なされていることが多いからである。こうした「資源」を活かして紛争調停の分野にも積極的に関わることが出来ないだろうか。また、その役割を日本が担ってくれることを望んでいる国も多いと考えている。</p>	
---	--

(5)「5 各目標の達成状況」について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
共通		
1	データに基づく進捗の評価・分析や取組の中で得た教訓を記載すべきである。	頂いた御意見については、今後の取組及び次回VNR実施の参考にさせていただきます。
2	それぞれの目標について、公表されている検証データなども引用しながら、ジェンダーの視点を提示していただきたく思います。	頂いた御意見については、今後の取組及び次回VNR実施の参考とさせていただきます。なお、これまでのSDGs実施指針で強調されてきたとおり、人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意しています。
目標1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
1	SDGs目標1ターゲット1.2の達成度を把握するために、「貧困の定義」をおこない「貧困状態にある人のデータの整備と公表」をおこなってください。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
2	目標1の評価では、生活保護の申請数と受給者数の間に明らかな差が存在していますが、その原因や対策についても記載が求められるのではないのでしょうか。	生活保護の申請件数は、社会全体の世帯数が増加傾向にあることなどを背景として増加している状況ですが、生活保護受給世帯のうち単身世帯の割合の増加などもあり、受給者数は減少傾向にあるため、申請件数と受給者数の推移は一致しないものです。
3	本目標の達成状況を分析するうえで、2023年国民生活基礎調査結果の「生活意識の状況」の年次推移のデータも参考になるのではないかと。生活が苦しいとこたえた割合は2018年以降減少傾向にあったが、2023年には、過半数(56.9%)が、「苦しい」「大変苦しい」と「やや苦しい」と答えている。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

目標2: 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
1	世帯の等価可処分所得階級別および世帯タイプ別の食料が買えない経験(よくあった、ときどきあった、まれにあった)の割合を言及すべき。等価可処分所得階級第I十分位(4.4%+6.2%+9.0=19.6%)、第II十分位(2.4%+7.0%+11.9%=21.3%)、ひとり親世帯(20.8%、2世代ひとり親世帯における割合は22.4%)と高い。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
目標3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
1	政府が重点としてきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)やパンデミック予防・備え・対応(PPPR)についての記述がないのは適切でない。これらについて、政策、進捗状況と課題についての記述があるべきである。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
2	HIV 対策に典型的にみられるように、国際的に確立し推進されている新たな予防技術や政策の導入が遅れている現実がある。現行制度による成果を維持・発展させつつ、新たな技術や政策をどう組み入れていくかについて、評価を行い、改善に結び付けていく必要がある。	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成30年1月18日)には「我が国においてもこれらの人々に対する曝露前予防投与を行うことが適当かどうかに関して研究を進める必要がある」としており、現在、厚生労働科学研究にて実施しており、引き続き、国内において曝露前予防をどのようにHIV感染症対策に適切に取り入れていくか、検討を進めているところでございます。また、国内のエイズ施策に対する適切な評価を行い、施策へ反映していくことは重要であると認識しており、厚生労働科学研究等を活用し、国として、施策に対するモニタリングを着実にを行い、評価できる体制を確保することを検討してまいります。
3	厚生労働省「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」は、OECD諸国で最も割合が高い「低出生体重児」の問題を「活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から優先して取り組むべき栄養課題」の一つとして指摘している(令和3年 第2回会合 資料3)。国連子どもの権利委員会「最終見解」(2019年)もその要因の分析に基づいた対応を求めていることから、「一方で、低出生体重児の割合は高止まりしており、」を追加する。	御指摘については、健康日本21(第二次)の最終評価について記載しているところ、健康日本21(第二次)における低出生体重児に関する項目は、関連施策として健やか親子(第二次)の目標を引用したものであることから、健康日本21(第二次)の最終評価の中の例示として記載せず原案のとおりさせていただきます。
4	「喫煙対策」について、タイトルを「タバコ規制(Tobacco Control)」に変更して下さい。また、本文の最後の文を「引き続き、目標達成に向けてWHOタバコ規制枠組条約(FCTC)の趣旨に従い総合的な対策を推進していく。」と変更して下さい。	喫煙率の低下や受動喫煙の防止に向けては、普及啓発や禁煙支援等の取組を総合的に推進しているため、表題については喫煙対策とすることが適当と考えています。また、我が国はたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を批准している国として同条約を踏まえて施策を実施していくことは当然であるため自発的レビューに改めて追記は致しませんが、同条約を踏まえて施策を推進してまいります。
5	自殺者数の減少が取り上げられていますが、自殺に至らないまでも精神	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

	的な困難を抱える人々への支援やメンタルヘルス全般についても、評価対象とする必要があるのではないのでしょうか。	
目標4:包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組		
1	すべての若者が高等教育を受けることができるような社会システムの改善を記述することが必要である。	頂いた御意見を踏まえて、高等教育費の無償化の取組の進展を記載しております。
2	授業料の無償化に関する取り組みは評価します。そのうえで、本来の意味で、すべての子どもたちの教育の機会が保障されるためにどのような取組をしたのかを明記してください。上記にも述べた、小中高校におけるいじめの認知件数、暴力発生件数が増加し、不登校の数も増えています。外国ルーツの子どもや障害を持つ子どもへの支援など、どのような取組をしてどのような課題が残っているのかを項目を立てて記載をお願いします。	頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。
3	「持続可能な社会の創り手」について言及いただいたことに感謝します。この学習指導要領の各学校への着実な普及が大変重要と考えます。	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
4	学校を攻撃の対象とせず軍事目的として利用しないことを目指す「学校保護宣言」に日本は賛同していないことです。同宣言の賛同国は2025年現時点で121ヶ国、今年1月に米国政府が賛同に回り、日本政府はG7で賛同していない唯一の国となってしまいました。紛争が増加、長期化、複合化している国際社会の状況を踏まえ、日本として「学校保護宣言」に迅速に賛同することをVNRに追記することを要望します。	我が国は、全ての紛争当事者による国際人道法を遵守し、武力紛争下においても、紛争当事者は学校、学生の安全と教育を保護すべきであるという安全な学校宣言、学校保護宣言の目的自体、基本的に評価をしております。他方で、この宣言が支持するとしている武力紛争下で学校や大学を軍事目的利用から守るためのガイドラインは、既存の国際人道法の義務を超える内容について言及をされており、用語の意味についても不明確な部分があります。こうした理由などから、我が国として同宣言への支持は表明しておりません。
5	世界に誇れる日本のESD(持続可能な開発のための教育)の成果について、より幅広く記述することを求める。別章にもESDの成果が記載されているが、評価が学校教育の領域に限られた書き方になっている。我が国では、環境省及び文科省の政策によって多様な民間主体と協働して、学校・社会教育の現場に留まらないESD推進ネットワークを構築し、全国・地方ESD活動支援センター(9センター)及び地域ESD活動推進拠点(205拠点)を中核とした分野横断的な連携によって、ESDの普及・発展、地域課題の解決、SDGs達成に向けての担い手育成に係る成果を生み出しているため、その評価やノウハウは国外にアピールするに値するので、ぜひ記述いただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、重点事項②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、(こども施策の抜本的強化と教育振興)の項目に記載いたしました。
6	障害者権利委員会は日本政府の障害者権利条約の履行状況に対し総括所見を発出し、障害児に対する「事実上の(小中高校や通常の学級への)	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

	<p>入学拒否」が起きていることに懸念を示し、「長く続く特別支援教育により、障害児は分離され、通常の教育を受けにくくなっている」と指摘しています。2013年に学校教育法施行令が一部改正されましたが、障害児が通常学校に入学を希望しても、人材不足や前例がないこと等を理由に拒否される例や、定員割れしている高校で不合格とされる例が明らかになっており、入学拒否をめぐる訴訟も各地で行われています。こうした状況を踏まえ、障害者基本法第16条教育について①「可能な限り」の文言を消し、②同じ教室で学べるよう希望する合理的配慮及び支援の提供の充実を図ることを明記してください。学校教育法施行令5条を改正し、地域の通常学級への就学を原則としてください。障害種別・程度にかかわらず、障害児が原則として通常学級で学ぶことができるよう、教員の加配を含む改革のためのロードマップを改善してください。</p>	
7	<p>日本の基礎・中等教育分野援助額はODA総額の2.8%(2019年実績)とOECD/DAC加盟国平均の7.3%と比して極めて低いことについて言及すべきです。「地球規模課題に対する取組のうち日本の強み」として第二位に教育があげられているという世論調査結果は、基礎・中等教育援助の拡充に対する国民の強い支持を示しています。</p>	<p>開発協力大綱では、教育分野の協力の重要性を示しております。我が国はこれまで、二国間支援のほか、国際機関や国際基金等を通じ、初等から高等教育、職業訓練まで相手国の様々なニーズに応じたきめ細かい支援を実施してきています。今後も各機関の特性を考慮しつつ、どのような支援をどの程度行うことが効果的か、引き続き検討していく考えです。</p>
8	<p>日本政府は、2023年5月に広島で開催されたG7サミットで、議長国として「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒である」「各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーであるGPEやECW、また、UNESCOやUNICEFを含む国連機関に対する継続的な支援を求めるとする首脳コミュニケをまとめたことに鑑み、同旨文言を追加する。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、記載いたしました。</p>
9	<p>学校を攻撃の対象とせず軍事目的として利用しないことを目指す「学校保護宣言」に日本は賛同していません。同宣言の賛同国は2025年現時点で121ヶ国、今年1月に米国政府が賛同に回り、日本政府はG7で賛同していない唯一の国となってしまいました。紛争が増加、長期化、複合化している国際社会の状況を踏まえ、日本として「学校保護宣言」に迅速に賛同することをVNRに追記することを要望します。</p>	<p>我が国は、全ての紛争当事者による国際人道法を遵守し、武力紛争下においても、紛争当事者は学校、学生の安全と教育を保護すべきであるという安全な学校宣言、学校保護宣言の目的自体、基本的に評価をしております。他方で、この宣言が支持するとしている武力紛争下で学校や大学を軍事目的利用から守るためのガイドラインは、既存の国際人道法の義務を超える内容について言及をされており、用語の意味についても不明確な部分があります。こうした理由などから、我が国として同宣言への支持は表明しておりません。</p>
<p>目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		
1	<p>2030アジェンダが明確に求める「ジェンダー視点の主流化」は、現行のVNR案においてほとんど反映されていません。目標5における記載は、</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、可能な限りターゲットに沿った形式で記載いたしました。また、「待機児童」や「男性の育児休業」の項目の位置は原案のと</p>



	内容・範囲ともに不十分です。とりわけ、「待機児童」や「男性の育児休業」は、目標5ではなく目標8など他項目での整理が妥当と考えます。SDGs目標5における9つのターゲットを踏まえた包括的な記述が強く求められます。(同旨複数)	おりとさせていただきます。
2	日本の政治分野における女性の参画は、国際的に見ても著しく遅れています。それにもかかわらず、政策的には「努力目標」の提示にとどまり、クォータ制など実効性のある制度的改革が講じられていません。加えて、政治分野におけるジェンダーに基づく暴力(GBV)やハラスメントについての明確な記述もなく、構造的障壁への対応が著しく欠如しています。これは「数値目標」だけでは解決し得ない深刻な課題であり、構造の変革を伴う政策の導入が急務です。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	家事・育児・介護などの無償労働の多くを女性が担っている実態は、ジェンダー不平等の根幹をなしています。しかしVNR案では、労働参加率といった定量的データでこうした実態を覆い隠す傾向が見受けられます。「ケアの社会化」や、家庭内役割の再分配に向けた制度的アプローチが不可欠であり、その意義をVNRに明確に示すべきです。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
4	地方自治体ごとのジェンダー政策の格差が著しいにもかかわらず、VNR案では地域間の取り組みの差異がほとんど分析されていません。女性首長の極端な少なさや、出産・育児支援の地域間格差、地方でのキャリア機会の不足は、女性の地方定住を阻害しています。地域特性に応じた施策として、地方における高賃金のリモートワークの推進、女性の起業支援の強化と自立までの支援継続、地域ハローワークの機能強化と個別ニーズへの対応が必要です。全国一律の指標では測れないジェンダー平等の実現には、地域の文脈に根ざした政策が不可欠です。	頂いた御意見を踏まえて、地方公共団体ごとの取組の「見える化」・女性デジタル人材育成プラン・地域女性活躍推進交付金について記載しました。
5	「女性」という一括りでは捉えきれない、多層的な困難に直面する人々への配慮がVNR案には欠けています。高齢女性、就職氷河期世代、外国にルーツを持つ女性、障害者、非正規労働者、シングルマザーなど、交差的な困難(intersecting inequalities)に対する具体的な分析と政策支援が必要です。	頂いた御意見を踏まえて、多様な被害者が相談しやすい体制整備について取り組んでいる旨を記載しました。
6	市民社会において非営利活動に携わる女性は年々増加していますが、持続性・資金面・スキル面での支援が不十分です。アメリカなど他国の事例を参考に、女性の市民活動における資金調達力・持続性強化に向けた制度的支援が求められます。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
7	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現、包括的性教育の	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。な

	導入について記載してほしい。(同旨複数)	お、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、身体的側面のみならず、様々な観点から学習が行われているところでは。
目標6:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
1	国際協力について、日本が累計で世界最大の水・衛生分野の援助供与国であることを強調しており、この事実は歓迎する。一方、以前より、日本の水・衛生ODAは、低所得国向けの割合が小さく、大型インフラ中心であるため「誰一人取り残さない」に沿っていると言えない。また、2015年～2021年の日本の水・衛生ODAの3分の1は、「基本的な飲料水」「基本的なトイレ」へのアクセスの達成度がすでに順調である24か国を対象としており、SDGsゴール6の進捗を後押しするものとなっていない。こうした現状についても言及すべきと考える。	我が国の開発協力の方針を定める開発協力大綱では、その重点政策として、「質の高い成長」において誰一人取り残さない「包摂性」の考え方を踏まえつつ、脆弱国・地域等への協力への継続的取組及び、水・衛生分野を含む地球規模課題の解決に向けた取組強化について言及しており、我が国はこうした考えに基づき、ゴール6の達成にも資する取組を行ってきています。協力の実施にあたっては、相手国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断しています。
2	「また、2023年3月に国連本部において46年ぶりに水問題を中心に議論する「国連水会議2023」が開催され、日本がテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において共同議長を務めるなど、水分野での国際連携・国際協力の重要性が高まる中、日本が世界の議論を主導してきている。気候変動の影響により水関連災害が激甚化・頻発化しており、水資源の安定的管理と水質保全を通じて人々の健康を守るための緩和策および適応策を統合的に展開することの重要性を認識しており、日本の過去の経験を活かしながら、国内外で取り組みを進めている。」を追記することを提案する。	頂いた御意見を踏まえて、追記いたしました。
目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
1	原発事故に起因する放射能汚染の問題への言及がない。今もなお続く福島第一原子力発電所の事故の長期的な影響およびその対応の課題を論じずに、SDGsへの取組や達成を評価できるのか疑問である。(同旨複数)	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、第7次エネルギー基本計画にお示したように、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、エネルギー政策を進めていくことが、エネルギー政策の原点です。福島復興・再生は政府の最重要課題であり、福島が復興を成し遂げるその日まで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、自立的な産業発展に向けた取組など、更なる課題を一つずつ解決していきます。引き続き、地域の皆様、国民の皆様にご理解いただけるよう、国が前面に立って取り組んでいきます。
目標8:包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
1	目標8に関する評価ページからは、非正規雇用に関する記述が削除されています。2021年のVNRでは、正規と非正規雇用労働者の賃金推移が	今回の自発的國家レビューの作成作業では、前回の報告書から章立てや項目立て、その他記載全般を整理したためです。

	性別や年齢層別に示され、課題が明確にされていましたが、今回のVNRではそのフォローアップが見られません。代わりに、目標10で「非正規雇用労働者の正社員転換促進などの総合的対策を実施している」とのみ記述されています。この変更の理由は何でしょうか。	
2	<p>目標8(5)外国人労働者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人労働者の数は最新の数値(2024年10月末時点で230万2,587人)も記載すべきである。</li> <li>●3行目の「技能自習制度」は誤記であるため「技能実習制度」とすべきである。</li> <li>●技能実習制度は廃止ではなく「抜本的な見直し(改正)」がおこなわれ、育成就労制度に代わることになるものであるため、「廃止され」という表現は「抜本的に見直され」に変えるべきである。</li> <li>●技能実習制度でも人権保護はおこなわれてきており、かつ、育成就労制度は人材育成も大きな目的の一つであるため、「同制度の下で外国人労働者の人権を守りながら」は、「同制度の下でも外国人労働者の人権を引き続き守りながら特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、」とすべきである。</li> <li>●日本の労働移民政策を固有の社会的文脈、及び国際的な労働移民政策の動向を踏まえ包括的に取り扱った初めての文献である「OECD移民政策レビュー／Recruiting Immigrant Workers JAPAN 2024(2024年6月30日刊行)」のとおり、他国よりも悪質な制度が現在まで看過してきたわけではない旨(また、他の受入れ国と同様の国際移住労働における課題は存在している旨)は、今回の報告書でも強調すべきである。</li> </ul>	頂いた御意見を踏まえて、修正、追記、時点更新を行いました。
3	<p>障害者の雇用が促進され、民間企業における実雇用率は1.88%(2015年)から2.33%(2023年)へ向上しました。一方で多くの知的障害者、精神障害者、重度障害者は不安定で低賃金の就業形態である福祉的就労に従事しています。こうした状況を踏まえ、一般就労については、障害者が働くために必要な介助や情報保障等の支援が不十分であるため、障害者が必要とする職場介助、合理的配慮の確保を公的制度として拡充してください。また、福祉的就労は、利用者負担や賃金レベル等において、一般就労との格差・矛盾が大きいことからこれを改善してください。</p>	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
<p>目標9:強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る (御意見なし)</p>		

目標10:各国内及び各国間の不平等を是正する		
1	障害者権利条約は障害者統計の充実を求めているほか、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請しています。障害者別の数値を求めている10のSDGsの国際指標のうち、すべてにおいて日本政府はデータを提供していません。日本政府は2020年6月に障害者統計の充実を行うことを閣議決定しましたが、2024年時点において既存の基幹統計調査等に障害者を捉える設問を導入する計画は明らかになっていません。こうした状況を踏まえ、透明性を確保したうえで障害者統計の整備を計画的に進め、SDGs国内指標及び障害者基本計画と連動させてください。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
目標11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
1	政府が推進する「避難時要支援者の個別避難計画」については、日本ならではのユニークな取り組みで各国にも参考となるものなので触れることがよいのではと思います。ただしそれに際しては、その意義に触れつつも、高齢化の進展により支援者の確保が地域によっては容易ではないこと、一度作成して終わりではなく不断の見直しが必要であることにも言及することが望ましいと存じます。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
2	こども・若者とつくる住み続けられるまちづくりとして、「こども大綱」のもと、多くの地方自治体も都道府県や市町村レベルの「こども計画」をとりまとめ、自治体レベルで「こどもまんなか社会」づくりに取り組んでいる。ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり事業」に参加する愛知県豊田市はじめ6自治体や、山形県遊佐町、東京都豊島区のように独自の形で子ども・若者のまちづくりへの参加に取り組む自治体も増えている。」を追記する。	頂いた御意見を踏まえ、「こどもまんなか」な地域づくりの項目を追記しました。
3	国際防災協力について、ハザードマップの作成・教育、早期警戒システムの普及など、ハード面に限らない対策の推進は費用対効果が高く、途上国でも実施が比較的容易なので、今後注力していくと主張すべきであると存じます。また、原発災害の教訓も日本独自のものであり、今後原発導入を検討している国に対しては積極的に共有していくことに言及すべきであると存じます。	頂いた御意見を踏まえ、現在、洪水リスクマップの作成支援を実施している旨を追記しました。
目標12:持続可能な生産消費形態を確保する		
1	目標12のターゲット12.7として、「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する」を掲げている。すでにEU等の世界の先進国では、行政の調達・購買時に、地元企業や、環境・社会的な側面	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。

	への取り組みが進んだ企業を優先的に取り扱う「持続可能な社会責任公共調達」が制度として位置付けられている。日本でも、環境調達や障害者優先調達などは法制化されているものの、行政にとっては義務ではなく、統計もないため、取り組みも実態の把握も不十分なままである。日本の取り組みは不十分ではあるものの2023年、公共調達契約に人権尊重条項が入るようになったのは前進ではあり、その点の言及はすべきである。	
2	日本における国や自治体、独立行政法人による調達は100兆円に上るとみられるところ、「経済性、公正性、透明性」を掲げた会計法(1947年施行)、「必要かつ最小の限度」しか認めない地方財政法(1948年施行)がいまだに原則と位置づけられ、グリーン購入法(2001年施行)、障害者優先調達推進法(2013年施行)、女性活躍推進に向けた調達・補助方針(2016年)など、課題ごとに法制化されているものの、目標や計画、全庁横断的な体制も定められておらず、政府全体としての額や効果も不明である。本NVR報告書では、その現状について記載していただきたい。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
3	また、社会責任公共調達の徹底は2023年12月改定のSDGs実施指針に掲げる5つの重点事項「①持続可能な経済・社会システムの構築」にも寄与するものであり、他の先進国にこれ以上劣後しないためにも、 (1)基本法を整備すること (2)戦略を明示すること (3)状況を可視化すること (4)中小企業等を支援すること (5)自治体を支援すること (6)共有を推進することの6項目を日本の取り組み目標に掲げるとともに、それらをマルチステークホルダーで進めることを提案する。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
目標13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		
1	特に目標13の気候変動対策についてメリハリを利かせた、重みをつけた国家対応を期待します。なぜなら、気候変動対策なくして、気候危機を迎え、かつ気候正義に沿った対処がなければ、その上物の目標は意味がないと思います。地球がなければ意味がないのですから。	頂いた御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。
2	目標13(1)において、「海域の窒素、リンが冬季の海藻育成に必要な量を確保できていない」旨を記述したうえで、目標14(2)について、瀬戸内法改正の趣旨に沿った施策の推進(具体的には、湾・灘ごとにきめ細や	目標13(1)について、ご指摘の内容は目標13が掲げる気候変動対策とは趣旨が異なるものであるため追記は困難です。

	かに窒素、リンの目標値を設定し、持続的に海洋生物資源が利用でき、生態系・多様性の保全を可能とするための施策)を記述すべきであると考えます。	
3	目標13(1)末尾に、「そのため、上述した緩和策と、現在及び将来の気候変動に伴う被害を回避・軽減するための適応策は、気候変動対策における車の両輪であり、日本は、「気候変動適応法」や「気候変動適応計画」を策定して適応策の取組を推進してきた。」追記内容「適応策の具体化に際しては、熱波・感染症・水害等の健康被害に対する予防・対応体制の強化を図り、保健分野との統合を進めるプラネタリーヘルスの枠組みを環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、SDGs実施指針などの政策文書に導入する動きが進んでいる。」を記述すべきであると考えます。	気候変動適応計画では、7つの分野別施策を掲げている中で、「国、地方自治体、国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる視点からの目標」として、防災の取組について気候変動適応の視点が反映されている割合のみを掲げていることを踏まえ、本報告書では防災の取組を例示しています。
4	目標13の末尾に「なお、日本はCOP29で発表した「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」やパリ協定下に設置された透明性のための能力開発イニシアティブ(CBIT)等を通じて、途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発等も支援している。」の追記をお願いいたします。	頂いた御意見を踏まえて、追記いたしました。
目標14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
1	目標13(1)において、「海域の窒素、リンが冬季の海藻育成に必要な量を確保できていない」旨を記述したうえで、目標14(2)について、瀬戸内法改正の趣旨に沿った施策の推進(具体的には、湾・灘ごとにきめ細やかに窒素、リンの目標値を設定し、持続的に海洋生物資源が利用でき、生態系・多様性の保全を可能とするための施策)を記述すべきであると考えます。	目標14(2)について、瀬戸内法に基づく栄養塩類管理制度は一部の海域(瀬戸内海)における取組であることから原案のとおりとさせていただきます。
2	2023年6月に国連では採択された、いわゆる「BBNJ協定」(正式名称は「国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定」)は、国家管轄権外区域の生物多様性を保全するための画期的な条約であり、各国は本年開催される第3回国連海洋会議における発効に向けて批准等の手続に取り組んでいます。日本政府も、BBNJ協定の批准等に向けて努力している旨を記述いただくようお願いいたします。	頂いた御意見を踏まえて、国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)の締結に向けた日本の取組について記載いたしました。
目標15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
1	「30by30の取り組みとして、OECD認定により、脱炭素、循環経済のほかに、健康やいやしなどもコベネフィットとして考慮されているよう	主に水循環について記載している箇所であることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、30by30目標の達成によって、人々の心身の健

	に、生物多様性の喪失は、病原体の拡大や食料・水の不安定化を通じて健康被害をもたらす要因となるため、プラネタリーヘルスの視点も考慮したうえで保全政策を設計・評価すべきである。」と追記することを提案する。	康増進やwell-being、地域の活性化等の効果も期待されると認識しています。
目標16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
1	「法の支配」「汚職・贈賄の減少」「説明責任のある公共機関」「包摂的・参加型の意思決定」「グローバルガバナンス」「情報への公共アクセスと基本的自由」など、他のターゲットについても日本国内および国際協力における達成状況を記載すべきです。	頂いた御意見を踏まえて、国際協力における取組として、法制度整備支援を実施している旨を記載しました。
2	SDGsは人権目標であることを再確認し、人権保障の基盤整備の必要性を示してください。「グローバル指標16.a.1」は、パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在について言及しています。人権保障に欠かせない制度的な基盤整備を正面から議論することが急務だと考えます。(同旨複数)	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、人権救済制度の在り方については、不断に検討しています。
3	子どもへの暴力に関する記述を『子どもに対する暴力撲滅行動計画(NAP)』の4つの柱、すなわち、1)虐待、2)性的搾取・性暴力、3)いじめ、4)体罰 に沿って整理し直してご記載ください。2025年中に必ず、見直して、NAPを改正する旨、VNRの中で表明してください。(同旨複数)	頂いた御意見を踏まえて、日本が16.2の達成に向けて取り組んでいることを冒頭に追記し、行動計画の4つの柱について追記しました。
目標17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		
1	日本のODA 実績(GNI 比 0.44%、後発開発途上国 LDC 向け 0.12%0.12%)は一定の評価に値しますが、国際的に合意された目標(GNI比0.7%、LDC向け0.20%)との乖離は依然として大きく、SDGs実施に対する日本の責任ある姿勢を示すには不十分です。持続可能な開発資金としてのODAの役割を再確認し、段階的な増額と年限付きコミットメントを明記してください。	我が国の極めて厳しい財政状況に照らせば、ODAの対GNI比0.7%の国際目標を達成する見通しを現時点で具体的に示すことは困難ですが、引き続き、ODAの戦略的活用を一層進めるとともに、様々な形でODAを拡充し、外交的取組を強化していきます。
2	近年、開発資金ギャップが拡大する中において、「オファー型協力」等の新たな取り組みや ODAを触媒とした民間資金の動員は、重要な 施策として評価されます。一方で、これら民間資金の活用方策においても、開発資金としての 原則開発効果・包摂性・持続可能性・人権尊重などに沿った評価基準の明確化が急務です。OECDのブレンディッド・ファイナンスに関するガイダンスや「ビジネスと人権」指導原則への準拠等の明示を求めます。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。開発をめぐる資金の透明性については、国際場裡における課題設定やルール作りに向けた議論にて扱われる事項のひとつでもあり、大綱上I3(4)においてその趣旨は含まれております。また、我が国としては、「ビジネスと人権に関する行動計画」に従って、大綱やJICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえて、JICAが定めている業者契約書雛形等において、相手国の労働法の遵守、児童労働・強制労働の禁止に関する規定を盛り込むなど、人権尊重に努めてきているところであり、現在も大綱の下で、人権尊重への

		取組を推進しています。
3	民間資金の動員などの影響により、最も支援を必要とする人々に資金が届かず、格差の拡大を助長し置き去りにすることが懸念されます。子どもを含む脆弱な層への支援こそ、ODAの本来の役割です。ワールド・ビジョンの2024年の調査によると、子どもへの投資効果は投資額の10倍に達することが明らかになりました。しかし、受益国人口の約46%が子どもであるにもかかわらず、世界の年間平均ODA総額2,070億ドルのうち、子どもを対象としたものはわずか5%にとどまっています。人間の安全保障に資する社会開発分野教育、保健、保護等への支援比率を強化・明示することを求めます。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。教育及び保健を含む各分野におけるこれまでの我が国開発協力の実績額については、OECDの開発援助委員会(DAC)に対して報告を行うとともに、開発協力白書において公表してきております。

(6)「6 各ステークホルダーの評価と取組」について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政府によるレビューだけでなく、各ステークホルダーによる評価と取組が掲載されたことは高く評価できる。(同旨複数)	本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。
2	グローバル指標での進捗について解説がないのは不自然・不親切な印象を受ける。ステークホルダー執筆部分についてももう少し読みやすくて可かないか。	頂いた御意見を踏まえて、執筆者であるステークホルダーと協議の上、ステークホルダーの執筆者が読みやすくなるように修正いたしました。
3	LGBTIQ+について定義を示すべきである。LGBTIQ+という表記に「I」があるのは誤りであり、訂正すべきである。	頂いた御意見を踏まえて、執筆者であるステークホルダーと協議の上、ステークホルダーの執筆者が表記を訂正いたしました。
4	地方銀行の中小企業に対する支援やサービスはまったく支援になっておらず、むしろ負担を増やし本来の業務の足かせになっている。具体的に須賀川信用金庫(福島県)においては、中小企業の従業員への給与振り込みデータをインターネットから一人ひとり入力しないと対応できない手続きになっている。	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	地方自治体の取組について、多様な主体が参加する「参加のしくみ」や、他者と力を持ちよる「協働の姿」、それらを連動性させるための「中間支援機能」などについては、十分な記述が見られない。個別対応的による「対処療法」としての見せ方にならないよう、「根本治療」にむけた構造的変容の姿を明記いただきたい。	頂いた御意見を踏まえて、執筆者であるステークホルダーと協議の上、ステークホルダーの執筆者が多様な主体が参加している事例について記載いたしました。



(7)「7 今後の方向性」について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	VNR対象期間における課題と今後の取組方針に関しては、記載されている事項もあれば、実績のみ記載されている事項もあります。できるだけ多くの事項において、実績報告のみでなく、その間に認識された課題、今後の取組方針についても追記することを求めます。	頂いた御意見を踏まえて、認識された課題について今後の取組方針について記載いたしました。
2	今回これだけの分量で国内のSDGsへの取り組みの現状認識を取りまとめたにもかかわらず、残り5年間の方向性が2ページにも満たない分量という点には寂しさを感じざるを得ず、レビューであるとはいえ、前年に改定した実施指針も踏まえてもう少し今後への見解を提示されるべきではないでしょうか。	頂いた御意見を踏まえて、実施指針の内容も引用しつつ記載いたしました。
3	今後の方向性について、これからのレビュー体制についての記載がなかったが、これは2029年にVNRを行う可能性はないということか。2021年度のVNRでは「中長期的な進捗評価プロセスを踏まえ」と記載があったが、今後はどのように進めていくと考えているのか。	頂いた御意見を踏まえて、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、SDGs実施指針に記載のとおり、引き続きSDGs推進本部において、実施指針に基づく取組の進捗状況を定期的に確認していく予定です。

(8)その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	香害・化学物質過敏症を取り上げ、SDGs達成に向けた課題であると記載すべき。香害により学校や職場に通えなくなる人がいるなど、社会生活から排除される人がいる中で、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現のため規制をするべきであり、またマイクロカプセル汚染による環境に対する影響を認識し、対策を講じるべき。(同旨複数)	いわゆる「香害」については、病態やメカニズムに未解明な部分が多く、調査研究が続いていると認識しています。一方、消費生活相談や消費者団体との意見交換等を通じ、柔軟仕上げ剤等の香料によって、頭痛や吐き気などの症状を訴えておられる方々がいらっしゃることは承知しています。関係省庁の連名でポスターを作成して啓発を行っており、被害を訴えておられる方々の声も踏まえ、「その香り 困っている人もいます」と表現の見直しなども行ったところです。引き続き、関係省庁で連携しながら啓発に取り組んでまいります。

(了)